

(証券コード6279)

平成28年4月26日

株 主 各 位

大阪府摂津市南別府町15番21号

株式会社 瑞 光

代表取締役社長 和田 昇

## 第53回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第53回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年5月16日（月曜日）午後4時45分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年5月17日（火曜日）午前10時開会
2. 場 所 大阪府摂津市南別府町15番21号  
当社本社（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第53期（平成27年2月21日から平成28年2月20日まで）  
事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第53期（平成27年2月21日から平成28年2月20日まで）  
計算書類の内容報告の件

## 決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役5名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 取締役の報酬額改定の件
- 第6号議案 取締役に対する株式報酬型ストック・オプションに関する報酬等の額及び具体的な内容決定の件
- 第7号議案 当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）導入の件

以 上

- 
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.zuiko.co.jp/>) に掲載いたしますので、ご了承ください。

(添付書類)

## 事 業 報 告

(平成27年2月21日から)  
(平成28年2月20日まで)

### I 企業集団の現況に関する事項

#### 1. 事業の経過及びその成果

##### (1) 事業の状況

当連結会計年度における我が国経済は、政府による経済政策や日本銀行の金融緩和並びに訪日外国人観光客による旺盛なインバウンド需要の拡大を背景に、企業収益や雇用及び所得に改善が見られ、景気は緩やかな回復基調が続きました。世界経済は、米国において雇用情勢の改善や内需の底堅さ等から景気回復が続いており、欧州は域内の経済格差拡大に対する懸念はあるものの景気は緩やかな回復基調にあります。一方、中国における過剰設備の調整による景気減速を背景に、資源国で資源価格の下落や通貨安により成長率が低迷するなど、先行き不透明な状況が強まっております。

衛生用品製造機械の業界におきましては、新興国での所得増加や日本製衛生用品の人気などから需要は拡大することが見込まれるものの、グローバルマーケットにおけるシェア獲得競争は激化する様相であり、当社グループは競合メーカーとの徹底した差別化を図ることで、次期連結会計年度も持続的な成長を目指してまいります。

主な製品別売上高につきましては、生理用ナプキン製造機械1,331百万円（前期比19.2%減）、小児用紙オムツ製造機械25,210百万円（同26.9%増）、大人用紙オムツ製造機械3,975百万円（同27.6%増）、その他機械1,904百万円（同71.5%増）、部品1,040百万円（同42.7%減）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高33,559百万円（前期比21.3%増）、営業利益3,654百万円（同46.4%増）、経常利益3,742百万円（同40.9%増）、当期純利益2,512百万円（同38.2%増）となりました。

また、個別の業績につきましては、売上高27,322百万円（前期比40.3%増）、営業利益3,098百万円（同184.4%増）、経常利益3,506百万円（同196.1%増）、当期純利益2,357百万円（同244.9%増）となりました。

なお、受注状況につきましては、当連結会計年度中の受注高33,282百万円（前期比9.1%増）、当連結会計年度末の受注残高は19,351百万円（同1.4%減）となりました。

## (製品別売上高)

製 品 別	第52期(平成27年2月期)		第53期(平成28年2月期)		前 期 比 増 減 (△)
	売 上 高	構 成 比	売 上 高	構 成 比	
	百万円	%	百万円	%	%
生理用ナプキン製造機械	1,647	5.9	1,331	4.0	△19.2
小児用紙オムツ製造機械	19,865	71.8	25,210	75.1	26.9
大人用紙オムツ製造機械	3,115	11.3	3,975	11.8	27.6
そ の 他 機 械	1,110	4.0	1,904	5.7	71.5
部 品	1,816	6.6	1,040	3.1	△42.7
そ の 他	101	0.4	96	0.3	△5.2
合 計 (う ち 海 外)	27,658 (21,601)	100.0 (78.1)	33,559 (16,619)	100.0 (49.5)	21.3 (△23.1)

## (製品別受注状況)

製 品 別	第52期(平成27年2月期)		第53期(平成28年2月期)		前 期 比 増 減(△)	
	受 注 高	受 注 残 高	受 注 高	受 注 残 高	受 注 高	受 注 残 高
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
生理用ナプキン製造機械	1,712	1,982	1,197	1,848	△515	△134
小児用紙オムツ製造機械	23,118	16,515	20,637	11,942	△2,481	△4,573
大人用紙オムツ製造機械	2,719	494	8,241	4,760	5,522	4,266
そ の 他 機 械	1,033	636	2,069	800	1,036	164
部 品	1,816	—	1,040	—	△776	—
そ の 他	101	—	96	—	△5	—
合 計 (う ち 海 外)	30,501 (19,268)	19,629 (11,797)	33,282 (16,876)	19,351 (12,054)	2,780 (△2,391)	△277 (256)

## (2) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、欧米系競合メーカーに加え、中国系の競合メーカーの台頭などにより、グローバルマーケットにおけるシェア獲得競争はこれまで以上に激化することが予想されます。

このような事業環境のもと、当社グループは経営理念である“技術深耕”を改めて見つめなおし、持続的な成長をすることで企業価値を高め、さまざまなステークホルダーの要請に応えながら、社会の発展に貢献する経営を推進してまいります。経営における重点課題として以下の3点に取り組んでまいります。

## ① 成長戦略

これまでの顧客ニーズに応えることだけでなく、潜在的シーズを探究することで新製品・新サービスの提案やさらなる付加価値創出などを行うことによりグローバルマーケットにおける“瑞光”ブランドを確立し、シェア獲得に努めてまいります。

## ② 競争力強化

高付加価値技術の提案による競合メーカーとの差別化、海外子会社との連携を密にしたコスト削減に加え、グループ全体での品質強化をすることで競争力強化を図ってまいります。

## ③ 人材力・組織力強化

グループ全体で経営理念の啓発や実践を通じ、従業員一人一人の“やりがい”を高揚させる企業風土を醸成するとともに、組織のガバナンス強化を図り、グローバル企業としての飛躍を目指してまいります。

これらの重点課題を中長期的な経営戦略として着実に対処し、当社グループ一丸となって、企業価値の向上に努めてまいります。

## 2. 当社グループの財産及び損益の状況の推移

区 分	第50期 (平成25年2月期)	第51期 (平成26年2月期)	第52期 (平成27年2月期)	第53期 (当連結会計年度) (平成28年2月期)
売上高(百万円)	22,116	28,785	27,658	33,559
経常利益(百万円)	3,441	4,009	2,655	3,742
当期純利益(百万円)	2,315	2,733	1,818	2,512
1株当たり当期純利益(円)	352.51	416.14	276.88	382.63
総資産(百万円)	28,429	33,179	34,700	38,383
純資産(百万円)	16,494	19,727	21,968	23,403
1株当たり純資産額(円)	2,511.44	3,003.68	3,344.88	3,563.39

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により、また1株当たり純資産額については期末発行済株式総数に基づき算出しております。

## 3. 設備投資等及び資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資総額は813百万円であり、その主なものは、瑞光(上海)電気設備有限公司の工場建設に係る支出によるものであります。

これらに要する資金は、全額自己資金でまかなっております。

#### 4. 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
瑞光（上海）電気設備有限公司	中華人民共和国 上海市	1,850万米ドル	100.0%	生理用ナプキン製造機械・紙オムツ製造機械の製造及び部品の販売
株式会社瑞光メディカル	大阪府摂津市	75,000千円	100.0%	医療材料及びその他医療用消耗品の製造販売 ペット用品及び介護用品の製造販売
ZUIKO INC.	アメリカ合衆国 ジョージア州	150万米ドル	100.0%	生理用ナプキン製造機械・紙オムツ製造機械及び部品の販売並びにサービス業務
ZUIKO INDUSTRIA DE MAQUINAS LTDA.	ブラジル連邦共和国 サンパウロ州	2,900万 ブラジルリアル	100.0%	生理用ナプキン製造機械・紙オムツ製造機械の製造及び部品の販売
ZUIKO MACHINERY (THAILAND) CO., LTD.	タイ王国 バンコク都	3,600万タイ バーツ	100.0%	生理用ナプキン製造機械・紙オムツ製造機械及び部品の販売並びにサービス業務
PT. ZUIKO MACHINERY INDONESIA	インドネシア共和国 西ジャワ州	120万米ドル	100.0% (2.0%)	生理用ナプキン製造機械・紙オムツ製造機械及び部品の販売並びにサービス業務

(注) 1. PT. ZUIKO MACHINERY INDONESIAは平成27年8月に設立しております。

2. 当社の議決権比率の（ ）内は、間接所有割合で内数であります。

#### 5. 主要な事業内容

生理用ナプキン製造機械、紙オムツ製造機械及びそれらに付随する機械装置、部品を製造販売しております。これらは、すべて受注生産の形態をとっております。

## 6. 主要拠点等

(当社)

本社並びに工場	大阪府摂津市
鳥飼中工場	大阪府摂津市
鳥飼上工場	大阪府摂津市
鳥飼本町工場	大阪府摂津市
鶴野工場	大阪府摂津市

(瑞光（上海）電気設備有限公司)

本社並びに工場	中華人民共和国
---------	---------

(株式会社瑞光メディカル)

本社並びに工場	大阪府摂津市
---------	--------

(ZUIKO INC.)

本社	アメリカ合衆国
----	---------

(ZUIKO INDUSTRIA DE MAQUINAS LTDA.)

本社並びに工場	ブラジル連邦共和国
---------	-----------

(ZUIKO MACHINERY (THAILAND) CO., LTD.)

本社	タイ王国
----	------

(PT. ZUIKO MACHINERY INDONESIA)

本社	インドネシア共和国
----	-----------

## 7. 使用人の状況

### (1) 企業集団の状況

使用人数 636名（前連結会計年度末比50名増）

（注）使用人数が前連結会計年度末に比べ50名増加しておりますが、これは主に瑞光本社及びZUIKO INDUSTRIA DE MAQUINAS LTDA. の生産能力の増強に伴うものであります。

### (2) 当社の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
290名	18名増	38.4歳	6.6年

（注）上記使用人数には、臨時従業員（パートタイマー及び嘱託）28名は含んでおりません。

## II 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 19,000,000株
2. 発行済株式の総数 6,567,683株（自己株式632,317株を除く。）
3. 単元株式数 100株
4. 株主数 3,117名
5. 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数	持株比率
	千株	%
有 限 会 社 和 田 ホ ー ル デ ィ ン グ ス	900	13.70
G O L D M A N S A C H S I N T E R N A T I O N A L	884	13.47
和 田 明 男	500	7.62
THE CHASE MANHATTAN BANK, N. A. LONDON SPECIAL O M N I B U S S E C S L E N D I N G A C C O U N T	308	4.70
N O R T H E R N T R U S T C O . ( A V F C ) R E - H C R O O	248	3.79
ユ ニ ・ チ ャ ー ム 株 式 会 社	245	3.73
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG / J A S D E C / H E N D E R S O N H H F S I C A V	171	2.62
白 十 字 株 式 会 社	153	2.34
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	143	2.18
株 式 会 社 G M I N V E S T M E N T S	130	1.98

- (注) 1. 当社は、自己株式を632,317株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。



### Ⅲ 会社役員に関する事項

#### 1. 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長	和田 隆 男	株式会社瑞光メディカル 代表取締役社長
代表取締役社長	和田 昇	
取 締 役	梅 林 豊 志	
常 勤 監 査 役	鶴 田 龍 一	西川産業株式会社 代表取締役社長 竹内総合法律事務所 弁護士
監 査 役	西 川 正 一	
監 査 役	竹 内 隆 夫	

- (注) 1. 常勤監査役鶴田龍一、監査役西川正一及び竹内隆夫の3氏は、社外監査役であります。
2. 常勤監査役鶴田龍一氏は、パナソニック株式会社において長年、国内外にて財務・経理部門の主要ポジションを経験され、幅広い経理や財務の知見を有しております。加えて、同社の監査役室長として主要子会社の監査役の経験も有しております。
3. 常勤監査役鶴田龍一氏は、東京証券取引所が指定を義務づける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
4. 当社は、会社法第427条1項の規程及び当社定款の規程に基づき、社外監査役全員と同法第423条1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、職務を行うにつき善意で勝つ重大な過失がないときは、法令の定める最低責任限度額としております。

#### 2. 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 数	報 酬 等 の 総 額
取締役	3名	176,452千円
監査役	4名	14,404千円
(うち社外監査役)	(4名)	(14,404千円)
計	7名	190,856千円

- (注) 1. 上記人数及び報酬等の額には、平成27年5月15日開催の第52回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名の人数及び報酬等の額を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）。
4. 監査役の報酬限度額は、年額30百万円以内。
5. 上記の支給額には、以下のものも含まれております。  
当事業年度に係る役員賞与支給予定額45,000千円。

### 3. 社外役員に関する事項

区 分	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況	当 社 と 当 該 法 人 等 と の 関 係
社外監査役	鶴 田 龍 一	—	—
	西 川 正 一	西 川 産 業 株 式 会 社 代 表 取 締 役 社 長	西 川 産 業 株 式 会 社 か ら の 商 品 仕 入
	竹 内 隆 夫	竹 内 総 合 法 律 事 務 所 弁 護 士	—

(注) 3氏の活動状況について、鶴田龍一氏は平成27年5月15日就任以降、当事業年度開催の監査役会・取締役会及び執行役員会に出席し、他社での経営に携わった経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。西川正一氏は当事業年度開催の大半の監査役会及び取締役会に出席し、主に会社経営の立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。竹内隆夫氏は当事業年度開催の監査役会及び取締役会に出席し、弁護士としての企業法務等に関する専門的知見から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また各社外監査役は、監査役会において、監査の方法やその他の監査役の職務の執行に関する事項について意見表明を行いました。

### 4. 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、従前より社外取締役の選任について検討してはいたしましたが、前回改選期には適切な候補者が見つからなかったことなどもあり、当事業年度末日において社外取締役を置いておりません。

しかしながら、平成28年5月17日開催予定の第53回定時株主総会において、2名の独立社外取締役を含む取締役選任議案を上程する予定です。同株主総会において、当該選任議案が可決された場合、独立社外取締役（2名）は、取締役会の三分の一以上を構成することとなり、それ以降も、独立社外取締役が取締役会の三分の一以上を構成することとなる体制を維持継続してまいります。

#### IV 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

26,000千円

3. 会計監査人に当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

26,000千円

(注1) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(注2) 監査役会は、会計監査人の監査計画、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検討を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

(注3) 当社の重要な子会社のうち、瑞光(上海)電気設備有限公司等4社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5. 会計監査人が現に受けている業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した業務停止処分の概要

① 処分対象者

新日本有限責任監査法人

② 処分内容

3か月間の新規契約の締結に関する業務停止  
(平成28年1月1日から平成28年3月31日まで)

③ 処分理由

監査法人の運営が著しく不当と認められたため。  
社員の過失による虚偽証明を行ったため。

## V 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、取締役会において、業務の適正を確保するための体制に関して次のとおり決議いたしました。

### 1. 業務の適正を確保するための体制

#### (1) 取締役の職務執行の適法性を確保するための体制

- ① 「経営理念」「取締役会規程」「役員規程」「コンプライアンス規程」等の社内規程を制定し、取締役会が法令及び定款に則って行動するように徹底する。
- ② 取締役会等を通じて取締役に積極的に発言を行わせることにより監督機能を整備し、また、社外取締役を複数名選定することにより、強固な監督機能を具備する。
- ③ 監査役及び監査役会による監査等が実施されるとともに、「執行役員会議」「開発会議」等を設ける。

#### (2) 取締役の職務執行に関する情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録は、取締役会開催ごとに作成され、取締役会事務局により適切に保存する。また、各種決裁事項についても、担当部署により適切に保存する。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「コンプライアンス規程」「安全衛生管理規程」「情報システム管理規程」等を中心にリスク情報を収集し、その重要性に応じてリスクへの対応を図る。

#### (4) 取締役の職務執行の効率性を確保するための体制

- ① 「稟議規程」の運用、取締役会と役員の役割分担、各部門長への権限委譲の徹底、「開発会議」の開催、経営上重要な情報の正確かつ迅速な収集・伝達のためのITシステム整備により、意思決定の迅速化を図る。
- ② 「年間見通し」「中期計画」等を策定し、月次決算においてその状況を確認・検証のうえ、その対策を立案・実行する。

#### (5) 使用人の職務執行の適法性を確保するための体制

- ① 「瑞光グループ倫理方針」等の社内規程の策定やコンプライアンス順守の取り組み、階層別研修をはじめとする各種の啓発活動を行う。
- ② 「内部統制監査」等の実施、各種ホットラインの運用を通じて不正行為の早期発見に努める。
- ③ 反社会的勢力に対しては、管理部を対応総括部署として一切の関係遮断を図る。

- (6) 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 「瑞光グループ倫理方針」及び「稟議規程」の運用、グループ横断的な職能規程の策定、グループ子会社への取締役及び監査役の派遣・株主権の行使、内部監査部門による定期的な「内部統制監査」の実施、目標の共有化及び通達等により、当社の内部統制システムの基本方針をグループ子会社に周知するとともに、子会社との間で適切な情報伝達等を行う。
  - ② 上記各体制のもとで当社グループの業務の適正を確保することにより、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制についても適切な対応を行う。
- (7) 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 専任の監査役スタッフが所属する監査役室を監査役会の直轄下に設置し、執行部門の組織から分離する。
- (8) 監査役職務を補助すべき使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- ① 各監査役が、監査役スタッフへの指揮命令を行い、監査役スタッフは、それに従って監査役職務の補助を行う。
  - ② 監査役スタッフの異動、処遇等の人事事項は、監査役と人事課が事前協議のうえ実施する。
- (9) 当社及び子会社の取締役及び使用人等が当社監査役に報告をするための体制
- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人等が、各社の監査役主催の定例会等において業務の運営や課題等について報告するとともに、監査役に対して重要会議へ出席することを要請して適宜報告する。また、子会社の監査役は、各社における報告内容に関し、当社監査役に対して適宜報告する。
  - ② 「監査役通報システム」によって、会計及び監査における不正や懸念事項について、当社及び子会社の使用人等が直接、当社の監査役会に通報する体制を構築する。
- (10) 監査役への報告をした者が報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 報告者に対し報告を理由とした不利な取扱いが行われないよう、関連部門に要請する。また、「監査役通報システム」において、匿名での通報を認めるとともに、通報したことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

(11) 監査役の職務執行について生ずる費用または債務の処理に関する方針

- ① 「監査役監査基準」に従い、監査の実効性を確保するために、監査役の職務の執行上必要と見込まれる費用について予算を計上することがある。
- ② 緊急または臨時に搬出した費用についても、法令に則って会社が前払いまたは償還する。
- ③ 監査役は監査費用の支出にあたってその効率性及び適正性に留意する。

(12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 「内部監査室」を設置し、毎月の報告・連絡会を実施する。なおそれらの人事事項は、監査役の同意を必要とする。
- ② 当社監査役と子会社の監査役との連携を図るために、当社常勤監査役に対し適宜報告する。
- ③ 各部門は監査役による国内外の事業場往査に協力し、内部監査部門も監査役に適宜報告するなど、監査役と連携することにより、監査役監査の実効性向上に協力する。

(注) グループ子会社とは、会社法上の子会社をいう。

## 2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、前述の内部統制システムの整備を行い、取締役会において継続的に経営上のリスクについて検討しております。また、必要に応じて、社内諸規程、個々の業務及び業務フローの見直しを実施し、内部統制システムの実効性を向上させるように努めております。

また、内部監査室は独立した観点から定期的に実査を中心として内部統制監査を実施しており、法令・定款及び社内規程等に違反している事項がないかを検証しております。常勤監査役も、監査役監査の他、代表者及び管理職者との面談、社内の重要会議への出席等を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスについての重大な違反等が無いよう監視しております。

## VI 会社の支配に関する基本方針

当社は、平成28年4月5日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(会社法施行規則第118条第3号に定めるものをいいます。)を決定するとともに、かかる基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(同号ロ(2)に定めるものをいいます。)として、平成28年5月17日開催予定の第53回定時株主総会において株主の皆様にご承認いただくことを条件として、当社株券等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)(以下「本施策」といいます。)を導入することを決定しました。本施策の詳細につきましては、株主総会参考書類の第7号議案をご参照ください。

## 連結貸借対照表

(平成28年2月20日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
<b>流動資産</b>	<b>29,822,648</b>	<b>流動負債</b>	<b>14,368,560</b>
現金及び預金	6,619,943	支払手形及び買掛金	8,675,485
受取手形及び売掛金	10,817,037	リース債務	65,626
電子記録債権	3,668,458	未払金	467,485
商品及び製品	29,218	未払法人税等	1,275,559
仕掛品	6,363,561	未払消費税等	244,523
原材料及び貯蔵品	1,327,835	前受金	3,175,978
繰延税金資産	385,405	賞与引当金	333,671
未収消費税等	123,161	役員賞与引当金	45,000
その他	664,847	その他	85,231
貸倒引当金	△176,821	<b>固定負債</b>	<b>611,486</b>
<b>固定資産</b>	<b>8,560,639</b>	繰延税金負債	68,034
<b>有形固定資産</b>	<b>7,003,343</b>	退職給付に係る負債	16,324
建物及び構築物	2,025,590	リース債務	235,896
機械装置及び運搬具	521,318	長期未払金	290,470
土地	3,428,340	その他	760
リース資産	287,155	<b>負債合計</b>	<b>14,980,046</b>
建設仮勘定	534,621	<b>純資産の部</b>	
その他	206,316	<b>株主資本</b>	<b>22,772,104</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>578,477</b>	資本金	1,888,510
ソフトウェア	389,258	資本剰余金	2,750,330
その他	189,219	利益剰余金	18,728,338
<b>投資その他の資産</b>	<b>978,818</b>	自己株式	△595,074
投資有価証券	866,143	その他の包括利益累計額	631,136
保険積立金	19,071	その他有価証券評価差額金	414,840
その他	93,603	土地再評価差額金	△1,165,229
		為替換算調整勘定	1,373,786
		退職給付に係る調整累計額	7,738
<b>資産合計</b>	<b>38,383,287</b>	<b>純資産合計</b>	<b>23,403,240</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>38,383,287</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(平成27年2月21日から)  
(平成28年2月20日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		33,559,423
売 上 原 価		27,699,009
<b>売 上 総 利 益</b>		<b>5,860,413</b>
販売費及び一般管理費		2,206,249
<b>営 業 利 益</b>		<b>3,654,164</b>
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	32,870	
受 取 配 当 金	38,292	
そ の 他	22,353	93,517
営 業 外 費 用		
為 替 差 損	5,488	
そ の 他	80	5,569
<b>経 常 利 益</b>		<b>3,742,112</b>
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	402	402
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	523	
固 定 資 産 除 却 損	888	1,412
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>3,741,102</b>
法人税、住民税及び事業税	1,391,144	
法 人 税 等 調 整 額	△163,028	1,228,116
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>2,512,986</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。



## 連結株主資本等変動計算書

(平成27年2月21日から)  
(平成28年2月20日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成27年2月21日残高	1,888,510	2,750,330	16,523,834	△594,982	20,567,691
会計方針の変更による累積的影響額			52,741		52,741
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,888,510	2,750,330	16,576,576	△594,982	20,620,433
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△361,223		△361,223
当期純利益			2,512,986		2,512,986
自己株式の取得				△91	△91
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	2,151,762	△91	2,151,671
平成28年2月20日残高	1,888,510	2,750,330	18,728,338	△595,074	22,772,104

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地 再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
平成27年2月21日残高	516,549	△1,165,229	2,040,567	8,600	1,400,487	21,968,179
会計方針の変更による累積的影響額						52,741
会計方針の変更を反映した当期首残高	516,549	△1,165,229	2,040,567	8,600	1,400,487	22,020,920
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△361,223
当期純利益						2,512,986
自己株式の取得						△91
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△101,708	—	△666,780	△861	△769,351	△769,351
連結会計年度中の変動額合計	△101,708	—	△666,780	△861	△769,351	1,382,319
平成28年2月20日残高	414,840	△1,165,229	1,373,786	7,738	631,136	23,403,240

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数	6社
連結子会社の名称	瑞光（上海）電気設備有限公司 株式会社瑞光メディカル ZUIKO INC. ZUIKO INDUSTRIA DE MAQUINAS LTDA. ZUIKO MACHINERY (THAILAND) CO., LTD. PT. ZUIKO MACHINERY INDONESIA

なお、当連結会計年度において、PT. ZUIKO MACHINERY INDONESIAを新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

##### (2) 非連結子会社の名称等

該当する会社はありません。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社がないため、該当する会社はありません。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社である瑞光（上海）電気設備有限公司、ZUIKO INC.、ZUIKO INDUSTRIA DE MAQUINAS LTDA.、ZUIKO MACHINERY (THAILAND) CO., LTD. 及び PT. ZUIKO MACHINERY INDONESIAの決算日は12月31日であります。連結決算日との差は3か月以内であるため、当該連結子会社の決算日現在の計算書類を基礎として連結を行っております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

連結子会社である株式会社瑞光メディカルの決算日は連結決算日と一致しております。

#### 4. 会計処理基準に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券

###### その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

- ② たな卸資産
- |                     |  |
|---------------------|--|
| 原材料及び貯蔵品、<br>商品及び製品 | 先入先出法による原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |
| 仕掛品                 | 個別法による原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）   |
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産  
(リース資産を除く)
- 当社及び国内連結子会社は定率法  
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備は除く）及び、在外子会社については定額法  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- |           |       |
|-----------|-------|
| 建物及び構築物   | 5～34年 |
| 機械装置及び運搬具 | 4～15年 |
- ② リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
- リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。  
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース開始日が平成21年2月20日以前のリース取引については、通常の貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- ③ 無形固定資産
- |             |                         |
|-------------|-------------------------|
| 自社利用のソフトウェア | 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法 |
| その他         | 定額法                     |
- (3) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
- 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
- 従業員に対する賞与の支払いに充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。

- ③ 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支払いに充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異の費用処理方法  
数理計算上の差異は、各期における従業員の平均残存勤務年数期間内の一定年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
- (5) 収益及び費用の計上基準
- ① 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる機械装置の製造等  
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
- ② その他  
工事完成基準及び出荷基準
- (6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準  
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、当該連結子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。
- (7) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項  
消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

## II. 会計方針の変更に関する注記

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が77,858千円減少し、利益剰余金が52,741千円増加しております。

なお、当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

## III. 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 3,740,186千円

### 2. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しています。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行う方法により算出

再評価を行った年月日 平成14年2月20日

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△662,810千円

## IV. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数  
普通株式 7,200,000株

## 2. 配当に関する事項

### (1) 配当金支払額

平成27年5月15日開催の第52回定時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類	普通株式
配当金の総額	131,354千円
1株当たり配当額	20円
基準日	平成27年2月20日
効力発生日	平成27年5月18日

平成27年10月1日開催の取締役会決議による配当に関する事項

株式の種類	普通株式
配当金の総額	229,869千円
1株当たり配当額	35円
基準日	平成27年8月20日
効力発生日	平成27年11月2日

### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成28年5月17日開催の第53回定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

配当金の総額	361,222千円
1株当たり配当額	55円
基準日	平成28年2月20日
効力発生日	平成28年5月18日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

## V. 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等、安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については資金用途や調達環境等を勘案し調達手段を決定するものとしております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

投資有価証券に含まれる株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価を把握する体制としております。

支払手形及び買掛金は、事業活動から生じた営業債務であり、全て1年以内に支払期日が到来いたします。

未払法人税等は、法人税、住民税及び事業税に係る債務であり、全て1年以内に納付期日が到来いたします。

長期未払金は、役員退職慰労金の打切支給に係る債務であり、各役員の退職時に支給する予定であります。

リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は連結決算日後最長5年後であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年2月20日（当連結会計年度の決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	6,619,943	6,619,943	—
(2) 受取手形及び売掛金	10,817,037	10,817,037	—
(3) 電子記録債権	3,668,458	3,668,458	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券	866,143	866,143	—
資産計	21,971,583	21,971,583	—
(1) 支払手形及び買掛金	8,675,485	8,675,485	—
(2) 未払法人税等	1,275,559	1,275,559	—
(3) 長期未払金	290,470	290,330	△139
(4) リース債務(固定負債)	235,896	237,654	1,757
負債計	10,477,412	10,479,030	1,618

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに投資有価証券に関する事項  
資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、並びに(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

時価については、取引所の価格によっております。

## 負債

### (1) 支払手形及び買掛金、並びに(2)未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### (3) 長期未払金

時価については、合理的に見積った支払予定時期に基づき、国債の利率で割り引いた現在価値によっております。

### (4) リース債務(固定負債)

元金利の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

## VI. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	3,563円39銭
1 株当たり当期純利益	382円63銭



# 貸借対照表

(平成28年2月20日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
<b>流動資産</b>	<b>19,823,337</b>	<b>流動負債</b>	<b>11,003,276</b>
現金及び預金	3,257,986	支払手形	5,611,702
受取手形	87,707	買掛金	1,860,738
電子記録債権	3,668,458	リース債務	65,626
売掛金	8,580,413	未払金	343,944
原材料	528,016	未払法人税等	1,117,811
仕掛品	3,276,448	前受金	1,697,521
前渡金	101,605	預り金	17,536
前払費用	28,417	前受収益	1,826
繰延税金資産	327,813	賞与引当金	235,400
未収消費税等	121,079	役員賞与引当金	45,000
その他	22,212	その他	6,168
貸倒引当金	△176,821	<b>固定負債</b>	<b>624,964</b>
<b>固定資産</b>	<b>9,211,613</b>	繰延税金負債	64,348
<b>有形固定資産</b>	<b>4,880,876</b>	退職給付引当金	27,748
建物	923,631	リース債務	235,896
構築物	16,312	長期未払金	290,470
機械及び装置	105,604	その他	6,500
車両及び運搬具	12,467	<b>負債合計</b>	<b>11,628,241</b>
工具、器具及び備品	144,400	<b>純資産の部</b>	
土地	3,388,285	<b>株主資本</b>	<b>18,157,099</b>
リース資産	287,155	資本金	1,888,510
建設仮勘定	3,018	資本剰余金	2,750,330
<b>無形固定資産</b>	<b>338,685</b>	資本準備金	2,750,330
ソフトウェア	337,747	利益剰余金	14,113,333
電話加入権	683	利益準備金	206,864
その他	255	その他利益剰余金	13,906,469
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,992,051</b>	固定資産圧縮積立金	98,605
投資有価証券	866,143	別途積立金	10,500,000
関係会社株式	483,651	繰越利益剰余金	3,307,864
関係会社出資金	2,552,045	<b>自己株式</b>	<b>△595,074</b>
保険積立金	19,071	評価・換算差額等	△750,389
長期前払費用	1,257	その他有価証券評価差額金	414,840
その他	69,880	土地再評価差額金	△1,165,229
<b>資産合計</b>	<b>29,034,951</b>	<b>純資産合計</b>	<b>17,406,709</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>29,034,951</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成27年2月21日から)  
(平成28年2月20日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		27,322,457
売 上 原 価		22,669,660
<b>売 上 総 利 益</b>		<b>4,652,797</b>
販売費及び一般管理費		1,554,493
<b>営 業 利 益</b>		<b>3,098,304</b>
<b>営 業 外 収 益</b>		
受 取 利 息	580	
受 取 配 当 金	398,532	
受 取 賃 貸 料	20,292	
そ の 他	19,195	438,600
<b>営 業 外 費 用</b>		
賃 貸 収 入 原 価	7,909	
為 替 差 損	22,404	
そ の 他	10	30,324
<b>経 常 利 益</b>		<b>3,506,579</b>
<b>特 別 損 失</b>		
固 定 資 産 除 却 損	764	764
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>		<b>3,505,815</b>
法人税、住民税及び事業税	1,271,375	
法 人 税 等 調 整 額	△123,430	1,147,944
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>2,357,871</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成27年2月21日から)  
(平成28年2月20日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
平成27年2月21日残高	1,888,510	2,750,330	2,750,330	206,864	93,685	10,500,000	1,263,395
会計方針の変更による累積的影響額							52,741
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,888,510	2,750,330	2,750,330	206,864	93,685	10,500,000	1,316,136
事業年度中の変動額							
剰余金の配当							△361,223
当期純利益							2,357,871
固定資産圧縮積立金の積立					4,920		△4,920
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	4,920	—	1,991,727
平成28年2月20日残高	1,888,510	2,750,330	2,750,330	206,864	98,605	10,500,000	3,307,864

	株主資本			評価・換算差額等			純資産合計	
	利益剰余金合計	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
								平成27年2月21日残高
会計方針の変更による累積的影響額	52,741		52,741					52,741
会計方針の変更を反映した当期首残高	12,116,685	△594,982	16,160,542	516,549	△1,165,229	△648,680	15,511,862	
事業年度中の変動額								
剰余金の配当	△361,223		△361,223				△361,223	
当期純利益	2,357,871		2,357,871				2,357,871	
固定資産圧縮積立金の積立	—		—				—	
自己株式の取得		△91	△91				△91	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)				△101,708	—	△101,708	△101,708	
事業年度中の変動額合計	1,996,647	△91	1,996,556	△101,708	—	△101,708	1,894,847	
平成28年2月20日残高	14,113,333	△595,074	18,157,099	414,840	△1,165,229	△750,389	17,406,709	

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### I. 重要な会計方針に係る事項

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券

関係会社株式  
その他有価証券  
時価のあるもの

移動平均法による原価法

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

##### (2) たな卸資産

原材料

先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備は除く）については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5～34年

機械及び装置 4～15年

##### (2) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース開始日が平成21年2月20日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

##### (3) 無形固定資産

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

その他

定額法

### 3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに充てるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。
- (3) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支払いに充てるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。
- (4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
  - ① 退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
  - ② 数理計算上の差異の費用処理方法  
数理計算上の差異は、各期における従業員の平均残存勤務年数期間内の一定年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

### 4. 収益及び費用の計上基準

- (1) 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる機械装置の製造等  
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
- (2) その他  
工事完成基準及び出荷基準

### 5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
- (2) 退職給付に係る会計処理 退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

## II. 会計方針の変更に関する注記

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が77,858千円減少し、繰越利益剰余金が52,741千円増加しております。

なお、当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

## III. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 3,025,033千円

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	411,610千円
短期金銭債務	6,312千円
長期金銭債務	6,500千円

3. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しています。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行う方法により算出

再評価を行った年月日 平成14年2月20日

再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△662,810千円

#### IV. 損益計算書に関する注記

##### 関係会社との取引高

(1) 売上高	1,153,305千円
(2) 仕入高	517,957千円
(3) 営業取引以外の取引高	23,892千円

#### V. 株主資本等変動計算書に関する注記

##### 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	632,317株
------	----------

#### VI. 税効果会計に関する注記

##### 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

##### 繰延税金資産

長期未払金	95,961千円
未払事業税	80,666千円
売上原価	78,712千円
賞与引当金	77,823千円
貸倒引当金	58,457千円
関係会社株式	29,948千円
投資有価証券	26,586千円
賃借倉庫設備	26,186千円
研究開発資産	20,349千円
未払金	17,993千円
研究開発費	14,161千円
その他	15,041千円
繰延税金資産小計	541,887千円
評価性引当額	△59,721千円
繰延税金資産合計	482,165千円

##### 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△171,742千円
固定資産圧縮積立金	△46,959千円
繰延税金負債合計	△218,701千円

繰延税金資産の純額	263,464千円
-----------	-----------

## VII. 関連当事者との取引に関する注記

### 1. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	瑞光(上海)電気設備有限公司	所有 直接100%	なし	製品の販売(注1)	877,708	売掛金	318,376
				製品の購入(注1)	492,408	買掛金	259
	株式会社瑞光メディカル	所有 直接100%	役員の兼任(1名)	工場、事務所及び機械設備の賃貸(注2)	20,292	前受収益	1,826
				賃貸物件の保証金(注2)	—	預り保証金	6,500
	ZUIKO INC.	所有 直接100%	なし	製品の販売(注1)	180,843	売掛金	52,053
				製品の購入(注1)	21,138	買掛金	3,208
	ZUIKO INDUSTRIA DE MAQUINAS LTDA.	所有 直接100%	なし	製品の販売(注1)	82,772	売掛金	10,339
				製品の購入(注1)	382	買掛金	—
増資の引受(注3)				400,191	—	—	

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して価格交渉の上で合理的に決定しております。

(注2) 賃貸価格については、固定資産を時価評価し、その他諸経費を勘案した上、適正な利回りをもって算定しております。

(注3) 増資の引受は、ZUIKO INDUSTRIA DE MAQUINAS LTDA. の行った株主割当増資を引き受けたものであります。



## 2. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	西川産業株式会社	被所有 直接0.1%	当社監査役 西川正一が 代表取締役 社長	商品仕入れ (注)	121,679	支払手形 買掛金	46,181 7,270

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 西川正一が第三者(西川産業株式会社)の代表者として行った取引であり、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

## VIII. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2,650円36銭
1株当たり当期純利益	359円01銭

## 独立監査人の監査報告書

平成28年4月11日

株式会社 瑞 光  
取締役会 御 中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 増 田 豊 ⑩  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 大 谷 智 英 ⑩  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社瑞光の平成27年2月21日から平成28年2月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社瑞光及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

平成28年4月11日

株式会社 瑞 光  
取締役会 御 中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 増 田 豊 ⑩  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 大 谷 智 英 ⑩  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社瑞光の平成27年2月21日から平成28年2月20日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年2月21日から平成28年2月20日までの第53期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年4月18日

株式会社 瑞 光 監査役会

常勤監査役 鶴田龍一 ㊟

監査役 西川正一 ㊟

監査役 竹内隆夫 ㊟

(注) 常勤監査役鶴田龍一、監査役西川正一及び監査役竹内隆夫は、社外監査役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開等を勘案し、内部留保にも意を用い次のとおりとさせていただきたいと存じます。内部留保につきましては、企業価値向上のための投資等に活用し将来の事業展開を通じて株主の皆様にも安定的、継続的に還元させていただきたいと存じます。

つきましては、平成28年2月期の期末配当を、1株当たり45円の普通配当に創業70周年記念配当10円を加え、計55円とさせていただきたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項及びその総額

(1) 配当財産の種類 金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金55円（うち普通配当45円、記念配当10円）

総額361,222,565円

#### 2. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年5月18日

なお、本議案が原案どおり承認可決された場合の年間配当金は、中間配当35円と期末配当55円、合計90円となります。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

取締役の経営責任の明確化によるコーポレートガバナンスの充実という観点から取締役の任期を2年から1年に変更したく、現行定款第20条（取締役の任期）の一部を変更するものであります。

また、当社は、取締役会による独立かつ客観的な経営の監督の実効性を確保すべく、本総会において新たに業務執行を行わない社外取締役の選任議案を上程しておりますが、社外取締役について、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、定款第27条（取締役との責任限定契約）を新設するものであります。

その他、上記の新設に伴う条数の繰り下げを行うものであります。

なお、定款第27条（取締役との責任限定契約）の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部は変更部分）

現 行 定 款	変 更 案
<p>（取締役の任期）</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>②増員または補欠により選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>（取締役の任期）</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>②（削除）</p>
<p>（新設）</p>	<p><u>（社外取締役との責任限定契約）</u></p> <p>第27条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第27条～第38条 （条文省略）</p>	<p>第28条～第39条 （現行どおり）</p>

### 第3号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、コーポレートガバナンス体制の一層の強化を図るため社外取締役2名を増員し、次の5名の取締役（うち社外取締役2名）の選任をお願いするものであります。

社外取締役については、取締役の業務執行の監督、経営方針や経営計画等に対する意見を通じた業務執行に係る意思決定の妥当性・適正性の確保及び取締役や主要株主等との取引の監督の強化に向け、当社グループの経営に対する理解及び多面的な経営判断に必要な見識・経験等を勘案し、候補者を決定しました。

これら5名の取締役の選任をご承認いただき、中期経営計画の目標達成に向けた迅速かつ適切な業務執行機能及び健全かつ透明性の高いコーポレートガバナンス機能を有する経営体制を構築したいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	和田隆男 (昭和20年12月24日生)	昭和38年4月 当社入社 昭和45年4月 当社取締役 昭和57年5月 当社常務取締役 昭和59年5月 当社専務取締役 昭和61年9月 当社取締役副社長 昭和63年5月 当社代表取締役副社長 平成3年5月 当社代表取締役社長 平成20年5月 当社代表取締役会長（現任）  <b>【取締役候補者とした理由】</b> 和田隆男氏は、長年の経営者としての経験、識見から、当社の企業理念である技術深耕を率先垂範し、研究開発を重視したものづくりを推進するとともに、人材育成など経営に対する監督を適切に行っております。これらのことから、取締役会は同氏を引き続き取締役候補者としました。	46,362株



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	和田昇 (昭和44年9月2日生)	<p>平成11年2月 当社入社 平成12年6月 当社社長室長 平成13年5月 当社取締役社長室長 平成15年8月 当社取締役 平成18年9月 株式会社瑞光メディカル 代表取締役社長 平成20年5月 当社代表取締役社長(現任)</p> <p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 和田昇氏は、平成20年に当社代表取締役社長に就任して以来、企業価値の向上を目指し、海外展開を含む新たな仕組みづくりなど、当社の経営における重要な事項に関し、積極的な意見・提言を行っています。これらの経験や知識を取締役会における経営戦略などの立案・審議や業務執行の監督に活かすことにより、当社の成長を持続可能なものにすることができると判断しました。これらのことから、取締役会は同氏を引き続き取締役候補者としました。</p>	28,920株
3	梅林豊志 (昭和38年9月29日生)	<p>平成2年4月 当社入社 平成14年4月 当社設計部長 平成15年5月 当社取締役設計部長 平成23年1月 当社取締役(現任)</p> <p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 梅林豊志氏は、当社の取締役として取締役会において積極的に発言し、経営の重要な事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしております。また、当社の中核である設計部門において長年にわたりリーダーシップを発揮し、当社製品の競争優位を築いてきました。当社を取り巻くグローバルな競争環境、ステークホルダーから当社への期待、これらに対する当社の強み、課題などを熟知しており、事業統括責任者として取締役会の意思決定機能を高めることができると判断しました。これらのことから、取締役会は同氏を引き続き取締役候補者としました。</p>	3,500株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4	小林英三 (昭和23年9月8日生) 社外取締役候補者	<p>昭和47年4月 日本銀行入行  平成11年5月 同行人事局長  平成12年5月 同行審査局長  平成14年6月 同行理事  平成19年3月 ヤマハ発動機株式会社  社外取締役  平成19年4月 クロスプラス株式会社  社外取締役(現任)  平成19年7月 アフラック  (アメリカンファミリー生命保険会社) 副会長  平成22年6月 日本証券金融株式会社  専務取締役  平成24年6月 同社代表取締役社長(現任)  平成25年6月 アニコムホールディングス株式会社  社外取締役(現任)  平成27年6月 藤森工業株式会社  社外監査役(現任)</p> <p><b>【社外取締役候補者とした理由】</b>  小林英三氏は、金融や経済の分野をはじめとする豊富で幅広い経験・知識等に基づいた助言や監視を期待して、社外取締役として当社の経営を監督していただくことが最適であると判断しましたので、同氏を社外取締役候補者としました。</p>	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
5	日置政克 (昭和25年7月30日生) 社外取締役候補者	昭和50年4月 株式会社小松製作所入社 平成16年4月 同社執行役員 平成20年4月 同社常務執行役員 平成24年7月 同社顧問(現任) 平成25年12月 特定非営利活動法人技術立脚型経営研究会理事(現任) 平成26年6月 THK株式会社 社外取締役(現任) 平成26年11月 株式会社すき家本部 社外取締役(現任) 平成27年2月 マーサー・ジャパン株式会社 シニアフェロー(現任) 平成27年4月 立命館大学大学院 経営管理研究科客員教授(現任)	一株
		<b>【社外取締役候補者とした理由】</b> 日置政克氏は、グローバル企業かつ製造業における人事・総務を主とした経営部門での責任者としての見識と豊富な経験を有しており、それによって当社経営の客観性・中立性及び妥当性が確保されることを期待して、社外取締役として当社の経営を監督していただくことが最適であると判断しましたので、同氏を社外取締役候補者としました。	

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 社外取締役候補者について

(1) 社外取締役としての独立性について

当社グループと兼職先との間に取引関係はなく、当社が定める基準により一般株主と利益相反の生じるおそれがなく十分独立性を有していると判断しました。

(2) 社外取締役との責任限定契約について

小林英三氏及び日置政克氏が取締役に選任され就任した場合、第2号議案「定款一部変更の件」をご承認いただけることを条件として、当社は両氏との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

3. 小林英三氏及び日置政克氏が取締役に選任され就任した場合には、株式会社東京証券取引所等の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
上田勝久 (昭和40年7月10日生)	平成10年4月 公認会計士登録 平成10年8月 上田公認会計士事務所開設 平成19年5月 かがやき監査法人代表社員就任(現任) 平成19年6月 株式会社セキュアヴェイル社外監査役(現任) 平成24年6月 洛王セレモニー株式会社社外監査役(現任)	一株

(注) 1. 候補者と当社との間で、公認会計士として顧問契約を締結しております。

2. 上田勝久氏は、補欠の社外監査役候補者として選任するものであります。

3. 補欠の社外監査役候補者とした理由

上田勝久氏は、これまで社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、公認会計士として企業会計に精通し、経験見識を有しておられます。監査役に就任された場合でも当該知見を当社の監査体制に活かしていただけるものと期待して、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

4. 上田勝久氏が社外監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

5. 本議案による上田勝久氏の補欠監査役選任に関しましては就任前に限り監査役会の同意を得て、取締役会の決議により選任を取り消すことができることとさせていただきます。

#### 第5号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、昭和58年6月15日開催の臨時株主総会において、年額200百万円以内とご承認いただき今日に至っております。

当社は今般、コーポレートガバナンスの強化を図るため、社外取締役2名の増員を第3号議案「取締役5名選任の件」において付議しました。同議案が原案どおり承認可決されますと、取締役が2名増加し5名(うち社外取締役2名)となること等、当社の中長期的な企業価値向上や今後のコーポレートガバナンスの強化を見据えた業績連動報酬等各種施策を柔軟に講じることができるよう、取締役の報酬等の総額を現行の年額200百万円以内から年額300百万円以内(うち社外取締役分30百万円以内)に改定させていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬等の額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

## 第6号議案 取締役に対する株式報酬型ストック・オプションに関する報酬等の額及び具体的な内容決定の件

当社の取締役の報酬額は、第5号議案「取締役の報酬額等改定の件」が原案どおり承認可決されますと年額300百万円以内(うち社外取締役分30百万円以内)となりますが、当該取締役の報酬額とは別枠で、取締役(社外取締役を除く)に対し、年額50百万円以内の範囲で株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を割り当てることにつき、ご承認をお願いするものであります。

株式報酬型ストック・オプションは、新株予約権の割当てを受けた取締役に対し払込金額と同額の報酬を付与し、当該報酬債権と当該新株予約権の払込金額とを相殺することにより新株予約権を取得させるものであります。ストック・オプションとしての報酬等の額は、新株予約権を割り当てる日において算出した新株予約権1個当たりの公正価格に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となり、相当なものであると存じます。

なお、現在の当社取締役は3名であります。第3号議案「取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数は5名(うち社外取締役2名)となります。

### 記

#### 1. 報酬として取締役に新株予約権を割り当てる理由

当社の取締役と株主の皆様との利害の共有化を図り、長期的な業績向上及び企業価値向上に対する貢献意欲や士気を高めることを目的とするものであります。

#### 2. 当社の取締役(社外取締役を除く)に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の内容

##### (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1個当たり100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整することとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができることとします。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

(2) 新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に割り当てる新株予約権の数は300個を上限とします。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価額を基準として取締役会において定める額とします。

なお、新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとします。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から50年以内の範囲で、当社の取締役会において定めるものとします。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役、顧問、相談役、執行役員及び従業員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。その他の新株予約権の行使条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとします。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとします。

(8) その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集要項を決定する取締役会において定めるものとします。

当社は、本総会終結の時以降、当社の執行役員に対しても上記と同内容の新株予約権を当社取締役会決議により発行する予定であります。

## 第7号議案 当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）導入の件

当社は、平成28年4月5日開催の取締役会において、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指す成長戦略の完遂のためには、当社の経営における高い規律を前提としつつも、大規模な買付行為に関して一定のルールを定めることが必要であるとの結論に至り、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に定めるものをいい、以下、「会社支配に関する基本方針」といいます。）を決定するとともに、かかる基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（同号ロ（2）に定めるものをいいます。）として、本総会において株主の皆様にご承認をいただくことを条件として、当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本施策」といいます。）を導入することを決定いたしました。

本議案は、本施策の導入について、株主の皆様にご承認をお願いするものであります。

### 1. 基本的な考え方（会社支配に関する基本方針）

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者が行う大規模な買付行為に応じるか否かは、最終的に当社の株主の皆様それぞれの判断に委ねられるべきものであると考えています。

しかしながら、大規模買付行為の中には、①その目的等から見て企業価値または株主共同の利益に対する著しい侵害をもたらすものや、②企業価値及び株主共同の利益の観点から、その条件等の変更を要するものがあることは否定できません。

とりわけ、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させていくためには、中長期的な視点に立ったコア技術の深耕・深化、新規事業分野の開拓等に重点を置いた中期経営計画を愚直に実行していくことが不可欠であり、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者によりこうした中長期的な視点に立った施策が実行されない場合、当社グループの企業価値または株主共同の利益が著しく毀損される可能性があると考えられます。そのため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社においてそのような中長期的な視点に立った施策が実行されるべきことを十分に理解した者であるべきものと考えられます。

このような状況のもとで、当社の財務及び事業の方針の決定を支配しようとする者により突如として大規模な買付行為が行われた場合において、当該買付者による当該買付行為に応じるか否かを当社株主の皆様が適切に判断するためには、その判断に必要なかつ十分な時間と情報を提供されることが不可欠と考えられます。従って、当社は、当該買付者から当社株主の皆様の判断に必要なかつ十分な情報を提供していただくこと、さらに当該買付者の提案する経営方針等が当社グループの企業価値または株主共同の利益に与える影響を当社取締役会が検討・評価すること、場合によっては、当社取締役会が当該買付行為または当社グループの経営方針等に関して当該買付者と交渉または協議を行い、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替提案を当社株主の皆様へ提示することが、当社の取締役としての責務であると考えております。

## 2. 会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

### (1) 中長期的な企業価値向上への取組み

当社及び当社グループは、紙オムツ・生理用ナプキン製造機械の専門メーカーとして時代の変化に対応する柔軟な発想をもち、お客様の課題を解決するのみでなく、お客様の期待を超えた提案をし続けられるよう、当社社員の成長を促し、企業価値を向上するために、経営理念等を策定して、経営戦略の実行により経営計画の達成に努めています。

#### (a) 経営理念：

当社では、『技術深耕 ～決してあきらめず 出来なかったことを 出来るようにする～』という社是に基づき、三つの柱を経営理念と位置づけています。

『求道』・・・志を同じくする仲間と切磋琢磨して自らの成長を追い続ける

『利次』・・・歴史の流れの中での自分の役割を自覚し、果たすことで次世代へ繋ぐ

『進取』・・・リスクにひるまずチャレンジする姿勢を大切にする

#### (b) ビジョン（ありたい姿）：パス・ファインダー

パス・ファインダーとは、道（path）を見つける人（finder）という意味で、今までになく不確実性を増す世界情勢の中で、当社は、自ら道を開いて果敢に前進していく、そういう企業でありたいと考えています。そして当社は、新しいことに絶えず挑戦しながらもグローバルNO.1であり続け、永続的な企業価値向上を通じて、お客様・社員・株主の皆様のご期待に応える企業を目指しています。

#### (c) 中期経営計画：

当社は、経営理念・ビジョンを踏まえて、2020年2月期（第57期）の到達点を定めた『第1次 中期経営計画』を策定し、以下の計画値まで引き上げることを目標として、企業価値の向上に努めてまいります。



- ・連結売上高：400億円
- ・連結営業利益：10%
- ・ROE：10%

(d) 上記目標達成のための経営戦略：

- ①成長戦略：ソリューション強化/提案営業強化/新製品・新サービスによる需要発掘
- ②競争力強化：開発力強化/QCDマネジメント強化/ITシステム活用による合理化/経営管理力強化
- ③人材力・組織力強化：ガバナンス強化/グローバル企業としての企業風土づくり/従業員のやりがい高揚

## (2) コーポレートガバナンス体制の充実と向上

当社は、当社の企業理念と遵法精神に基づき、経営の透明性と公正性を向上させたコーポレートガバナンス体制の充実を図ることこそが、当社に対する信頼を高めるとともに、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指す成長戦略の完遂に資するものと認識しております。こうした観点から、本総会における選任を条件として、2名の社外取締役を含めた体制で取締役会における規律の導入と議論の活性化を図ってまいります。加えて、本総会における承認を条件として当社定款を変更し、取締役の任期を2年から1年に短縮することにより、経営責任を明確にするなど、コーポレートガバナンス体制の充実と向上を継続的に行い、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に努めてまいります。

## 3. 本施策の内容

### (1) 本施策導入の目的

平成28年2月20日現在における当社の大株主の状況は、別紙1のとおりであり、当社役員及びその関係者によって当社の発行済株式の22.5%が保有されておりますが、一方で当社株主の分布状況は個人株主を中心に広範にわたっており、当社の株式の流動性は、さらに増大しつつある状況にあります。このような流動性の高まりにより、当社グループの企業価値または株主共同の利益に反する大規模な買付行為がなされる可能性は否定できないものと考えております。

上記のような現状認識のもと、当社は、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ（2））として、大規模な買付行為を行う者による情報提供の手続等について定めたルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）、及び当該買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合または大規模な買付行為によって当社グループの企業価値または株主共同の利益が毀損される場合に当社がとりうる対抗措置（以下「大規模買付対抗措置」といいます。）について、その内容、発動の要件及び手続を予め設定するものであります。

## （2）対象となる買付行為

本施策は、

- （i）特定株主グループの議決権保有割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等[1]の買付行為、または、
- （ii）結果として特定株主グループの議決権保有割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（（i）および（ii）のいずれについても、取引所有価証券市場における買付け、公開買付け、その他具体的な買付方法の如何を問いませんが、当社取締役会が予め同意したものを除きます。以下、（i）及び（ii）の買付行為を併せて「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）が、

当社グループの企業価値または株主共同の利益に重大な影響を及ぼす場合において、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させるため、大規模買付行為に適切な対応を行うものです。ここにおいて、「特定株主グループ」とは、①当社株券等の保有者[2]及びその共同保有者[3]、または②当社株券等の買付け等[4]を行う者及びその特別関係者[5]をいいます。また、議決権保有割合とは、特定株主グループが上記①の場合においては当該保有者の株券等保有割合[6]をいい、特定株主グループが上記②の場合においては当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合[7]の合計をいいます。

### (3) 本施策の構成

本施策は、大規模買付者が従うべき大規模買付ルールと、大規模買付行為に対して当社がとりうる大規模買付対抗措置から構成されております。

まず、本施策においては、大規模買付ルールとして、大規模買付者に対し、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のため、当社取締役会による判断のための情報提供と、当社取締役会による検討・評価（場合によっては大規模買付者との交渉・協議や当社取締役会としての代替提案の提示を含みます。以下同じとします。）及び意見形成のための期間（当社取締役会が、後記(4)(d)のとおり、当社株主の意思確認を目的として株主総会の招集を決議した場合には、当該株主総会の開催に要する期間を含みます。）の付与を要請しております。

次に、本施策においては、会社法その他の法令によって認められる相当な対抗措置（大規模買付対抗措置）の発動を当社取締役会が決議するための要件を、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合または大規模買付行為によって当社グループの企業価値もしくは株主共同の利益が著しく毀損される場合に限定し、かかる大規模買付対抗措置を発動する場合の手続を具体的に規定しております。

### (4) 大規模買付ルール

#### (a) 当社取締役会に対する情報提供

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対し、当社取締役会としての検討・評価及び意見形成のために必要かつ十分な日本語による情報（以下「本情報」といいます。）を書面で提供していただきます。

具体的には、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社本店所在地の当社代表取締役社長宛に、大規模買付者の名称、住所または本店所在地、代表者の氏名、国内連絡先、設立準拠法（外国法人の場合）及び提案する大規模買付行為の概要のほか、大規模買付ルールに従う旨を明らかにした意向表明書（以下「意向表明書」といいます。）を提出していただきます。

当社代表取締役社長は、かかる意向表明書の受領日から10営業日（初日不算入とし、期間の記載については以下同じとします。）以内に、大規模買付者から当初提供いただく本情報のリストを当該大規模買付者に対して交付します。

本情報の一般的な項目は以下のとおりです。なお、大規模買付者が本情報の一部について提供することができない場合には、当社は、大規模買付者に対して、当該情報を提供することができない理由を具体的に示していただくよう求めます（この場合、大規模買付者が本情報の一部について情報提供を行わなかった事実及びその理由も、当社取締役会の検討・評価及び意見形成のための情報の一部となります。）。また、当社は、大規模買付者から意向表明書が当社に提出された場合及び大規模買付者からの本情報の提供が完了した場合には、それらの事実を公表いたします。

#### 【本情報】

- ①大規模買付行為にかかる特定株主グループ（大規模買付者を含みます。）の概要（沿革、役員構成、主要業務、主要株主、グループ組織図、直近3カ年の有価証券報告書またはこれに相当する書面、連結財務諸表を含みます。）
- ②大規模買付行為の目的及び具体的内容
- ③大規模買付行為における当社株券等の取得価格の算定根拠、取得資金の裏付け、並びに資金調達 of 具体的内容及び条件
- ④大規模買付行為にかかる特定株主グループ（大規模買付者を含みます。）が当社グループの経営権を取得した場合における、経営方針、開発方針、投下資本の回収方針、経営計画、事業計画、財務政策、資本政策、配当政策、経営権取得後3年間の経営・財務諸表の目標数値及び算定根拠、並びに役員候補者及びその略歴
- ⑤大規模買付行為実行後における、当社グループの従業員、主要取引先、顧客、地域社会その他の当社グループの利害関係者の処遇方針
- ⑥前各号に定めるほか、当社取締役会その他独立委員会（後記(c)参照）等が合理的に必要と判断する情報

なお、大規模買付者が当初に提出した情報だけでは本情報として不十分であると認められる場合は、当社取締役会が、大規模買付者に対し、十分な本情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。ただし、大規模買付者から本情報として情報の提出を受ける期間（以下「情報提供期間」といいます。）は、本情報のリストを大規模買付者に交付した日から起算して最長で60日間にとどめるものとします。

また、当社取締役会が大規模買付者に対して追加的に提供を求める情報は、当該大規模買付行為の是非に関し、当社取締役会が適切な検討・評価及び意見形成を行うために必要な範囲に限定されるものとします。

(b) 当社取締役会における検討・評価及び意見形成

大規模買付者には、当社取締役会に対する本情報の提供を完了した日または情報提供期間満了日のいずれか早い日から60日間（大規模買付行為が、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）（以下「取締役会評価期間」といいます。なお、後記（d）のとおり、取締役会評価期間は延長されることがあります。）が経過するまで、大規模買付行為を行わないこととしていただきます。これは、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のため、当社取締役会に、大規模買付行為に関する検討・評価及び意見形成を行う機会を与えていただくためです。

当社取締役会は、取締役会評価期間中、外部専門家等の助言を受けながら、大規模買付者から提供された本情報に基づき、大規模買付行為に関する検討・評価を行った上、後記（c）の独立委員会の勧告を最大限尊重し、また、後記（d）の株主総会を開催した場合にあっては当該株主総会の決議の内容に従って、大規模買付対抗措置発動の是非について決議し、当該決議の概要を速やかに公表するものとします。

(c) 独立委員会における検討及び勧告

当社取締役会は、大規模買付ルールを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するための機関として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している者として、当社の独立性基準（東京証券取引所の定める独立性基準を包含しております。）を充たす当社社外取締役及び当社社外監査役の全員から構成されるものとします。ただし、独立委員会の委員に欠員が生じ、委員の数が3名に満たなくなった場合には、当社取締役会は、その補欠として、残りの委員の意見を最大限尊重した上で、弁護士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通する者、実績ある会社経営者その他当社取締役会が適切と判断する者（ただし、当社の独立性基準を充たす者に限ります。）を委員に選定することができるものとします。

当社取締役会は、前記（a）に定める本情報及び前記（b）に定める当社取締役会による検討・評価の結果を独立委員会に提供します。独立委員会は、当社取締役会の諮問に基づき、当社取締役会による検討・評価の結果並びに外部専門家の意見を参考にし、また、判断に必要と認める情報等を自ら入手したうえで、以下の事項に関する検討結果を踏まえて、大規模買付対抗措置の発動の是非について当社取締役会に勧告を行います。

- ①大規模買付者が当社に提供した情報が、前記（a）に定める本情報として十分であると認められるか
- ②大規模買付行為が大規模買付対抗措置の発動要件（大規模買付ルールの不遵守を含みます。）（後記（5）（b）参照）を具備していると認められるか否か
- ③大規模買付行為が大規模買付対抗措置の発動要件を具備していると認められる場合にあっては、それにもかかわらず、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から大規模買付対抗措置を発動することが相当でないとは判断すべき格別の事情が認められるか否か

また、独立委員会は、その他当社取締役会が独立委員会に諮問した事項及び独立委員会が必要と判断する事項について、当社取締役会に勧告を行います。

独立委員会規則の概要は、別紙2をご参照ください。また、本施策導入時の独立委員会の委員は、本定時株主総会における社外取締役の選任を条件として、別紙3記載のとおり、当社の独立性基準を充たす社外取締役2名及び社外監査役1名の合計3名により構成される予定です。

#### （d）株主総会の開催

当社取締役会が独立委員会から大規模買付対抗措置の発動の是非につき株主総会に諮るべきである旨の勧告を受けた場合、または独立委員会から大規模買付対抗措置の発動の勧告を受けたうえで当社取締役会が当社株主の意思を確認すべきであると判断した場合、当社取締役会は、取締役会評価期間内において、当社株主の意思確認を目的として、株主総会の招集を決議することができるものとします。当該株主総会は、当該招集決議後60日以内に開催するものとしますが、事務手続上やむを得ず当該期間内に開催することができない場合には、事務手続上可能な限り早い日に開催するものとします。

当社取締役会が当該招集決議を行った場合には、その旨を速やかに公表するとともに、当該株主総会の決議後、その決議の概要を速やかに公表するものとします。

なお、当社取締役会が当該招集決議を行った場合、取締役会評価期間は当該株主総会の日が経過するまで延長され、大規模買付者には、当該日が経過するまで大規模買付行為を行わないこととしていただきます。

## (5) 大規模買付対抗措置

### (a) 大規模買付対抗措置の内容

大規模買付者が大規模買付ルールに従うことなく大規模買付行為を行った場合等、一定の大規模買付対抗措置の発動の要件を具備する場合は、当社取締役会は、後記(c)に述べる手続に従い、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法令によって認められる相当な大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとします。

具体的な大規模買付対抗措置の一つとして、当社株主の皆様に対して無償割当ての方法によって新株予約権が割り当てられる場合、その新株予約権の概要は、別紙4に定めるとおりとします。この新株予約権には、一定割合以上の議決権保有割合の特定株主グループに属さないことなどの行使条件及び当社が特定株主グループ以外の者から当社株式と引き換えに新株予約権を取得する旨の取得条項を付する場合があります。なお、当社取締役会は、機動的に新株予約権の割当てができるよう、新株予約権の発行登録書を提出する場合があります。

### (b) 大規模買付対抗措置の発動の要件

当社取締役会が、具体的な大規模買付対抗措置の発動を決議することができるのは、次の各号に定めるいずれかの要件を具備する場合に限るものとします。

①大規模買付者が意向表明書を当社取締役会に提出せず、または大規模買付ルールに定める合理的な情報提供を行うことなく大規模買付行為を行った場合、大規模買付者が取締役会評価期間を経過する前に大規模買付行為を行った場合、その他大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかったと認められる場合

②大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合であっても、大規模買付行為が当社グループの企業価値または株主共同の利益を著しく毀損すると認められる場合。具体的には、以下の類型に該当する場合には、原則として、当社グループの企業価値または株主共同の利益を著しく毀損する場合に該当すると考えます。

(ア) 以下の(a)から(d)のいずれかに該当し、その結果として、当該大規模買付行為が当社に著しい損害をもたらすことが見込まれる場合

(a) 当該大規模買付行為または経営権取得の目的が、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株券等を会社関係者に引き取らせることにある場合(いわゆるグリーンメイラーの場合)

- (b) 当該大規模買付行為または経営権取得の目的が、主として、当社グループの事業経営上必要な不動産、動産、知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先、顧客等その他の当社グループの資産を当該大規模買付行為にかかる特定株主グループ（大規模買付者を含みます。）に移譲させることにある場合（いわゆる焦土化経営に当たる場合）
- (c) 当該大規模買付行為または経営権取得の目的が、主として、当社グループの資産の全部または重要な一部を当該大規模買付行為にかかる特定株主グループ（大規模買付者を含みます。）の債務の担保や弁済原資として流用することにある場合
- (d) 当該大規模買付行為または経営権取得の目的が、主として、会社経営を一時的に支配して、当社グループの所有する不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、または一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株券等の高価売り抜けをすることにある場合
- (イ) 最初の買付けで、全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定したり、二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付けを行ったりするなど、当社株主の皆様当社株式の売却を事実上強要するおそれがある場合
- (ウ) 大規模買付行為に係る当社株券等の買付条件が当社グループの企業価値または株主共同の利益に照らして著しく不十分または不適切である場合
- (エ) 当該大規模買付行為により、当社グループの企業価値を生み出すうえで必要不可欠な利害関係者との関係や当社グループの中核的技術力が損なわれ、当社グループの企業価値または株主共同の利益が著しく損なわれる場合
- (オ) 中長期的な将来の企業価値との比較において、大規模買付者が当社の支配権を獲得する場合の当社グループの企業価値が、当該大規模買付者が当社の支配権を獲得しない場合の当社グループの企業価値に比べ著しく劣後すると判断される場合



(c) 大規模買付対抗措置の発動の手続

当社取締役会は、大規模買付対抗措置の発動の是非について決議するにあたっては、当社取締役会の判断の客観性及び合理性を担保するため、外部専門家等の助言も受けつつ、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、また、前記(4)(d)の株主総会を開催した場合にあっては当該株主総会の決議の内容に従うものとしします。

ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないことが客観的に明白であり、独立委員会による勧告が行われた後に大規模買付対抗措置を発動することとすると、当社グループの企業価値または株主共同の利益を著しく毀損すると当社取締役会が判断する場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告がなくても、大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとしします。

上記の取締役会の決議の概要は、当該決議後速やかに公表するものとしします。

(d) 大規模買付対抗措置の発動の停止について

当社取締役会は、一旦、大規模買付対抗措置として新株予約権の無償割当ての実施を決議した後に、以下のいずれかの事由に該当すると認められる場合は、(無償割当ての効力発生前においては)新株予約権の無償割当てを中止し、または(無償割当ての効力発生後、当該新株予約権の行使期間開始日の前日までの間においては)新株予約権を無償にて取得する旨の決議を行うことにより、大規模買付対抗措置の発動の停止を行うことができるものとしします。

(ア) 大規模買付者が大規模買付行為を撤回した場合、その他大規模買付行為が存在しなくなった場合

(イ) 事実関係等に変動が生じ、大規模買付者による大規模買付行為が前記(b)②記載の要件に該当しなくなった場合

(ウ) 上記のほか、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付対抗措置を発動することが相当でない状況に至った場合

(6) 本施策の有効期間並びに廃止及び変更

本施策は、本総会における承認を条件として効力を生じ、本総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで有効とします。

また、本施策の有効期間中、関係法令の整備等の状況を踏まえ、本施策を当社株主総会からの委任の趣旨に反しない範囲で当社取締役会において随時修正・見直し（本施策に関する法令、金融商品取引所規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を適切に反映することや、誤字脱字等の理由により適切に字句の修正を行うことを含みます。）をすることができるものとします。

加えて、当社株主総会において、出席株主が有する議決権の過半数をもって本施策を廃止する旨の決議が行われた場合のほか、当社株主総会で選任された取締役から構成される当社取締役会の判断により本施策を廃止する旨の決議が行われた場合についても、当社は本施策を廃止するものとします。

当社は、本施策を廃止または変更した場合は、速やかに当該事実を公表します。

#### 4. 本施策の合理性

##### (1) 買収防衛策に関する指針の要件等の充足

本施策は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」、「事前開示・株主意思の原則」及び「必要性・相当性確保の原則」）に適合しています。また、本施策は、平成20年6月30日に公表された、経済産業省の企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も勘案しています。

##### (2) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的

前記1. で述べたとおり、本施策は、当社株主の皆様をして大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断を可能ならしめ、もって当社グループの企業価値または株主共同の利益が著しく毀損される大規模買付行為を防止するため、大規模買付者が従うべき大規模買付ルール、並びに当社が発動しうる大規模買付対抗措置の内容、発動の要件及び手続を予め設定するものであり、当社グループの企業価値および株主共同の利益の確保・向上を目的とするものです。

また、前記3. に述べた大規模買付ルールの内容並びに大規模買付対抗措置の内容、発動の要件及び手続は、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という目的に照らして合理的であり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資するような大規模買付行為までもも不当に制限するものではないと考えます。

### (3) 事前開示

本施策における大規模買付ルールの内容並びに大規模買付対抗措置の内容、発動の要件及び手続は、いずれも前記3.において具体的かつ明確に示したところであり、これが事前に公表されることにより、当社株主の皆様、投資家及び大規模買付者にとって十分な予見可能性を与えるものであると考えます。

### (4) 株主意思の尊重

本施策は、株主の皆様の意思を適切に反映させる機会を確保するため、本総会において株主の皆様にご承認をいただくことを条件として導入されます。また、本施策は、前記3.(6)のとおり、当社の株券等を大量に買い付けた者が指名し、当社株主総会で選任された取締役から構成される当社取締役会の判断により廃止または変更することができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。さらに、本総会における定款変更に係る承認を条件として、当社取締役の任期は1年となるため、本施策は、いわゆるスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないことから、発動を阻止するためには取締役会の構成員の過半数の交替を待たねばならない買収防衛策）でもありません。

従って、本施策の導入、継続、廃止または変更の是非の判断には、株主総会における決議を通じて当社株主の皆様の意思が反映されうるものと考えます。

### (5) 当社取締役会の判断の客観性・合理性の確保

本施策においては、前記3.(5)(b)のとおり、大規模買付対抗措置の発動の要件として、客観的かつ明確な要件を定めており、発動の要件を具備するか否かの判断に当社取締役会の恣意的判断の介入する余地を可及的に排除しております。

また、本施策においては、前記3.(5)(c)のとおり、当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重すべきことなど、大規模買付対抗措置の発動の手続を定めており、当社取締役会の恣意的判断を排除しております。

従って、本施策においては、当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたり、その判断の客観性及び合理性を担保するための十分な仕組みが確保されているものと考えます。

## 5. 株主及び投資家の皆様への影響

### (1) 大規模買付ルール導入時に株主及び投資家の皆様へ与える影響

大規模買付ルールは、大規模買付者が大規模買付行為を行うにあたって従うべきルールを定めたものにとどまり、新株予約権その他の株券等を発行するものではありませんので、当社株主及び投資家の皆様の法的権利または経済的利益に影響を及ぼすものではありません。

大規模買付ルールは、当社株主の皆様をして、大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断を可能ならしめるものであり、当社の企業価値及び株主共同の利益に資するものと考えます。

### (2) 大規模買付対抗措置の発動時に株主及び投資家の皆様へ与える影響

大規模買付対抗措置が発動された場合、当該大規模買付行為にかかる特定株主グループの株主については、その法的権利または経済的利益に損失が生じる可能性があります。それ以外の当社株主の皆様は、その法的権利または経済的利益に格別の損失を生ぜしめることは想定しておりません。当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議した場合は、法令及び金融商品取引所規則に従って、適時に適切な開示を行います。

大規模買付対抗措置として、当社株主の皆様に対する無償割当ての方法によって新株予約権の割当てがなされる場合は、当社取締役会で定めて公告する基準日における最終の株主名簿に記載または記録された当社株主の皆様に対し、その所有株式数に応じて新株予約権が割り当てられます。当社株主の皆様が新株予約権を行使することにより当社の株式を取得するためには、所定の期間内に一定の金額の払込みを行っていただく必要があります。かかる手続を行わない場合は、当該株主の議決権保有割合が希釈化されることとなります。

ただし、当社が新株予約権を取得し、これと引き換えに当社株式を交付することができるのと取得条項が新株予約権の発行要領に定められた場合において、当社がかかる取得の手続をとったときは、取得の対象となる新株予約権を保有する当社株主の皆様は、金銭を払い込むことなく当社株式を取得することになります（なお、この場合、かかる当社株主の皆様には、別途、特定株主グループに属する者でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。）。これらの手続の詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当てを行うことになった際に、法令及び金融商品取引所規則に従って、適時に適切な開示を行います。

なお、大規模買付対抗措置として新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合であって、新株予約権の無償割当てを受けるべき当社株主の皆様が確定した後において、前記3.(5)(d)において定められる手続により、当社取締役会が、新株予約権の無償割当てを中止し、または無償割当てがなされた新株予約権を無償で取得する場合には、結果として1株当たりの株式の価値の希釈化は生じないこととなるため、新株予約権の無償割当ての対象となる当社株主の皆様が確定した後に売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

[1] 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下、同じとします。

[2] 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。以下、同じとします。

[3] 金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下、同じとします。

[4] 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。以下、同じとします。

[5] 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下、同じとします。

[6] 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。なお、株券等保有割合の算出にあたっては、発行済株式の総数（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する発行済株式の総数をいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

[7] 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。なお、株券等所有割合の算出にあたっては、総議決権の数（金融商品取引法第27条の2第8項に規定する総議決権の数をいいます。）は、有価証券報告書および四半期報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

別紙1 当社株式の状況（平成28年2月20日現在）

- ・発行可能株式総数：19,000,000株
- ・発行済株式の総数：7,200,000株
- ・株主数：3,117名
- ・大株主：株主名（所有株式数 持株比率）
  - （有）和田ホールディングス（900,000株12.50%）
  - GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL（884,815株12.28%）
  - 和田明男（500,162株6.94%）
  - THE CHASE MANHATTAN BANK, N. A. LONDON（308,700株4.28%）
  - NORTHERN TRUST（248,800株3.45%）
  - ユニ・チャーム(株)（245,100株3.40%）
  - BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES（171,800株2.38%）
  - 白十字(株)（153,920株2.13%）
  - 日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)（143,100株1.98%）
  - (株)GM INVESTMENTS（130,000株1.80%）

## 別紙2 独立委員会規則の概要

### 1. 設置

独立委員会（本別紙において、以下「委員会」という。）は、当社取締役会の決議により設置される。

### 2. 構成

委員会の委員（本別紙において、以下「委員」という。）は3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している者として、当社の独立性基準（東京証券取引所の定める独立性基準を包含している。）を充たす当社社外取締役及び当社社外監査役の全員から構成されるものとする。ただし、委員会の委員に欠員が生じ、委員の数が3名に満たなくなった場合には、当社取締役会は、その補欠として、残りの委員の意見を最大限尊重した上で、弁護士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通する者、実績ある会社経営者その他当社取締役会が適切と判断する者（ただし、当社の独立性基準を充たす者に限る。）を委員に選定することができる。

### 3. 委員の任期

- （1）委員の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- （2）任期の満了前に退任した委員の補欠として選定された委員の任期は、当該退任した委員の任期の満了する時までとする。
- （3）前二項の規定にかかわらず、当社取締役会が委員の任期につき別段の決定をした場合は、それに従うものとする。

### 4. 委員の欠格事由

委員は、当社の独立性基準を充たす者でなければならず、当社の独立性基準を充たさなくなった委員は、その時点で退任するものとする。

### 5. 委員会の権限

- （1）委員会は、以下の各号に掲げる事項に関する検討結果を踏まえて、大規模買付対抗措置の発動の是非について、当社取締役会に勧告する。

- ①大規模買付者が当社に提供した情報が、本情報として十分であると認められるか否か
- ②大規模買付行為が大規模買付対抗措置の発動要件（大規模買付ルールの不遵守を含む。）を具備していると認められるか否か

- ③大規模買付行為が大規模買付対抗措置の発動要件を具備していると認められる場合にあっては、それにもかかわらず、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から大規模買付対抗措置を発動することが相当でないとは判断すべき格別の事情が認められるか否か
- (2) 前項に定めるほか、委員会は、当社取締役会が委員会に諮問した事項及び委員会が必要と判断する事項について、当社取締役会に勧告を行う。
- (3) 委員会は、必要と認める場合には、前二項に定める事項に関する勧告として、当社の株主総会に諮るべきであることを勧告することができる。
- (4) 委員会は、以下の各号に掲げる事項を取締役に指示することができる。
- ①大規模買付者が当社に提供した情報が本情報として不十分であると判断した場合において、大規模買付者に対する追加的な情報提供を要求すること。
- ②大規模買付行為に関する条件の改善に向けて大規模買付者と交渉すること。
- ③当社取締役会としての代替案を提出すること。
- ④大規模買付者が当社に提供した情報の全部または一部その他委員会が必要と認める事実を公表すること。
- ⑤その他前三項の勧告を行うために委員会が必要と認める事項

## 6. 委員会の決議

委員会の決議は、委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由により委員会に出席できない委員がある場合には、その委員を除く委員全員（ただし、委員の過半数であることを要する。）が出席し、その過半数をもってこれを行う。

## 7. その他

- (1) 委員は、審議及び議決に参加するにあたり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点からこれを行うものとし、自己または当社取締役の個人的利益を図ることを目的としてこれを行わないものとする。
- (2) 委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他委員会が必要と認める者の出席を要求し、委員会がその決定を行うにあたり必要と考える事項に関する説明を求めることができる。
- (3) 委員会は、当社の費用で、業務執行を行う経営陣から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。



### 別紙3 独立委員会委員候補者略歴

小林 英三（こばやし えいぞう：昭和23年9月8日生）

#### 【略歴】

昭和47年4月 日本銀行入行  
平成11年5月 同行 人事局長  
平成12年5月 同行 考査局長  
平成14年6月 同行 理事  
平成19年3月 ヤマハ発動機株式会社 社外取締役  
平成19年4月 クロスプラス株式会社 社外取締役（現任）  
平成19年7月 アフラック（アメリカンファミリー生命保険会社） 副会長  
平成22年6月 日本証券金融株式会社 専務取締役  
平成24年6月 同社 代表取締役社長（現任）  
平成25年6月 アニコムホールディングス株式会社 社外取締役（現任）  
平成27年6月 藤森工業株式会社 社外監査役（現任）

- （注） 1. 小林英三氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
2. 同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

日置 政克（ひおき まさかつ：昭和25年7月30日生）

#### 【略歴】

昭和50年4月 株式会社小松製作所入社  
平成16年4月 同社執行役員  
平成20年4月 同社常務執行役員  
平成24年7月 同社顧問（現任）  
平成25年12月 特定非営利活動法人技術立脚型経営研究会理事（現任）  
平成26年6月 THK株式会社社外取締役（現任）  
平成26年11月 株式会社すき家本部社外取締役（現任）  
平成27年2月 マーサー・ジャパン株式会社シニアフェロー（現任）  
平成27年4月 立命館大学大学院経営管理研究科客員教授（現任）

- （注） 1. 日置政克氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
2. 同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

鶴田 龍一（つるた りゅういち：昭和29年11月24日生）

【略歴】

昭和53年4月 パナソニック株式会社入社  
平成12年10月 同社財務・I Rグループ I R室長  
平成19年4月 同社国際渉外グループ部長  
平成22年12月 同社監査役室長  
平成24年4月 パナソニック電気株式会社 社外監査役  
平成26年12月 パナソニック株式会社退社  
平成27年5月 当社監査役（現任）

- （注） 1. 鶴田龍一氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
2. 同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

## 別紙4 新株予約権の無償割当ての概要

### 1. 新株予約権付与の対象となる株主及びその割当条件

当社取締役会で定めて公告する基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の保有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割り当てる。

### 2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は、当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社の発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、当社取締役会が別途定める数とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

### 3. 割り当てる新株予約権の総数

割り当てる新株予約権の総数は、当社取締役会が定める数とする。

### 4. 新株予約権の払込金額

新株予約権の払込金額は、無償とする。

### 5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1円以上で当社取締役会が定める額とする。

### 6. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

### 7. 新株予約権の行使期間

新株予約権の行使期間については、当社取締役会において別途定めるものとする。

## 8. 新株予約権の行使条件

以下、①ないし⑥に該当するもの（本別紙において以下「非適格者」という。）は、新株予約権を行使することができないものとする。新株予約権の行使条件の詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

①特定大量保有者[8]

②特定大量保有者の共同保有者

③特定大量買付者[9]

④特定大量買付者の特別関係者

⑤これら①ないし④の者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者

⑥これら①ないし⑤に該当する者の関連者[10]

## 9. 取得条項

当社は、新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての新株予約権を無償で取得することができるものとする。

当社は、当社取締役会が別に定める日において、非適格者以外の者が有する新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の新株予約権の全てを取得し、これと引き換えに、新株予約権1個につきその対象となる株式数の当社株式を交付することができるものとする。その他取得条項の詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

## 10. 新株予約権証券

新株予約権にかかる新株予約権証券は、発行しないものとする。

## 11. その他

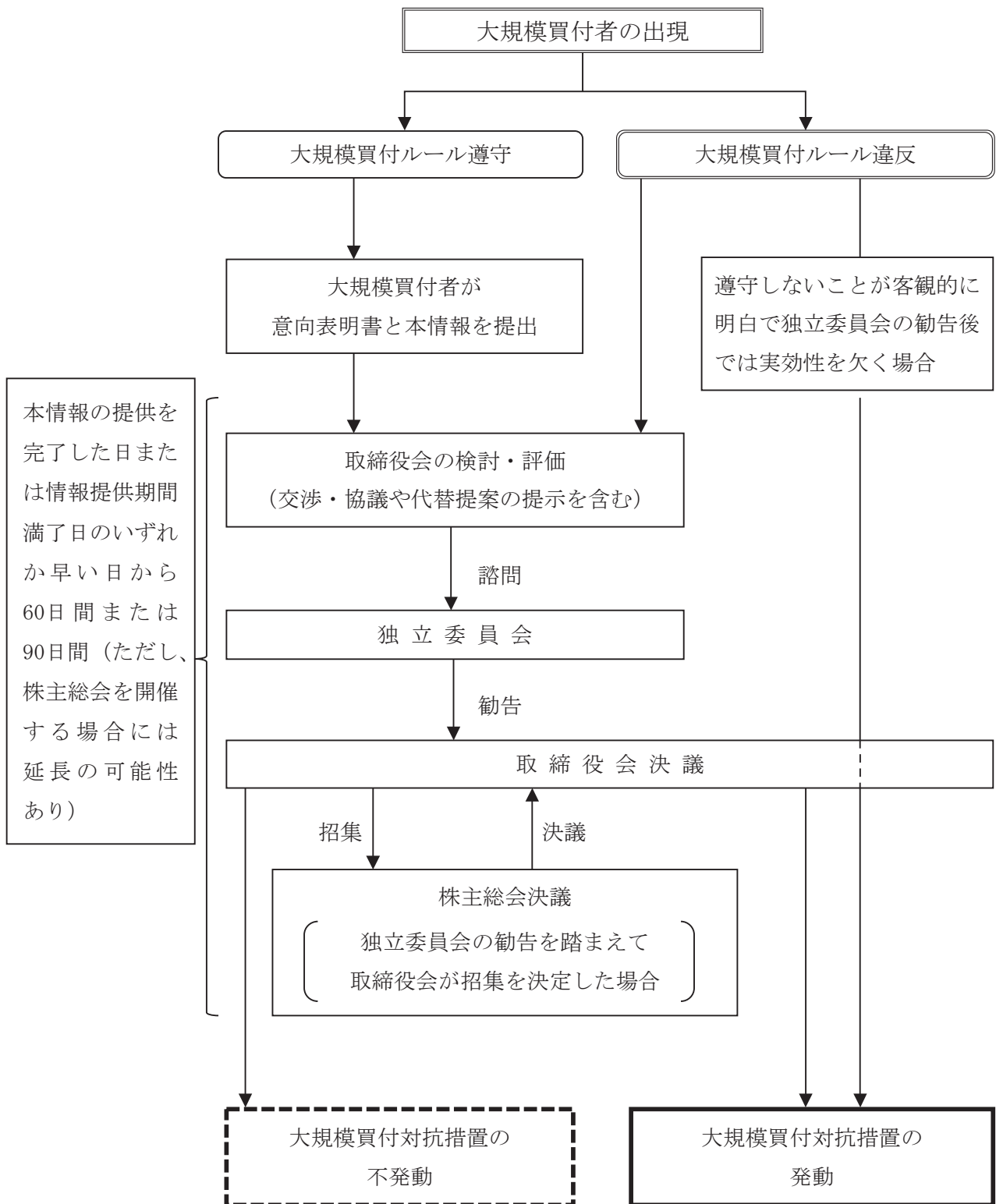
その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

[8] 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等にかかる株券等保有割合が20%以上である者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社グループの企業価値ひいては株主の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

[9] 「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいい、以下本脚注において同じとします。）の買付け等を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含まみます。）にかかる株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等の所有割合と合計して20%以上となる者、またはこれに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社グループの企業価値ひいては株主の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

[10] ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項）をいいます。

別紙5

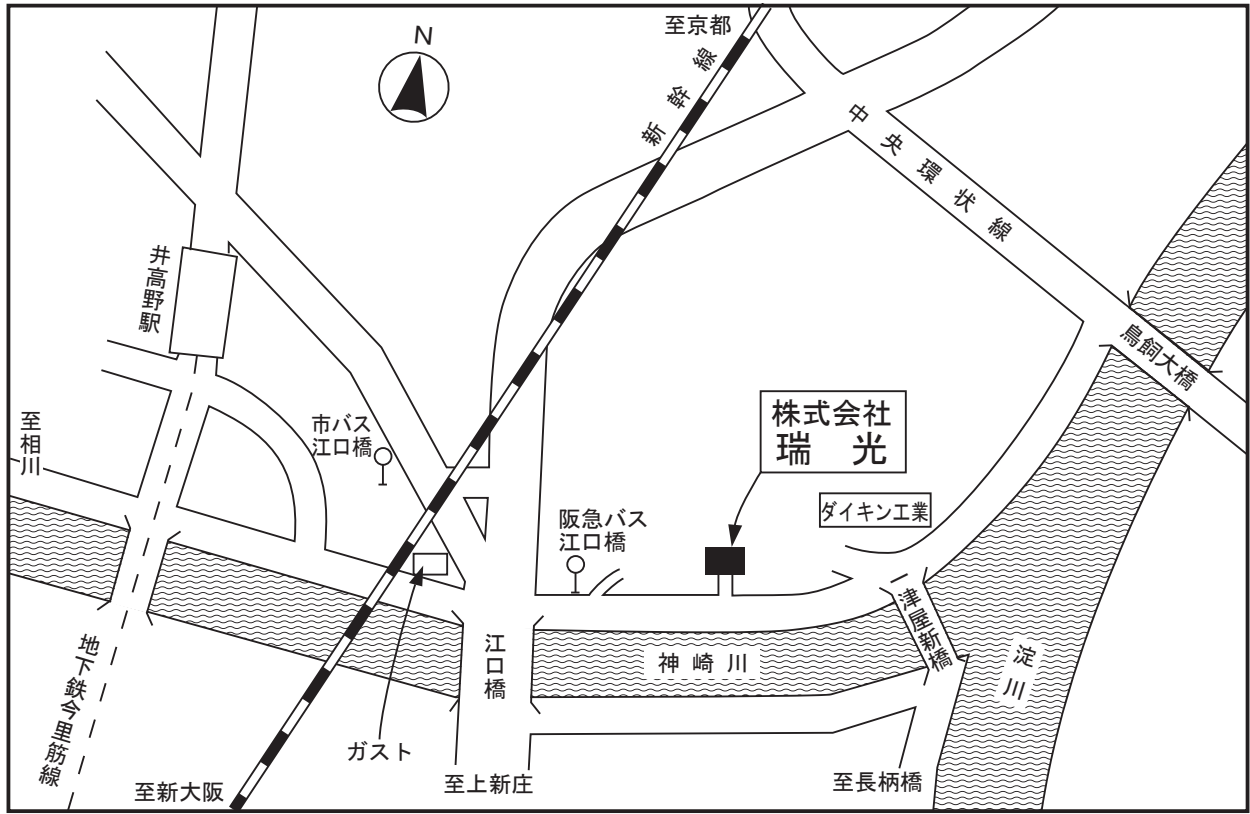


上記フローチャートはあくまで本施策の概要をわかりやすく説明するための参考として作成されたものであり、本施策の詳細内容については、議案本文をご覧ください。

以上

メ モ

# 株主総会会場ご案内図



阪急電車・上新庄駅前発（南口）  
 大阪市バス・井高野車庫前行、  
 江口橋下車（徒歩約5分）

## 上新庄駅前発時刻表

9 : 04	9 : 31
9 : 16	

大阪市営地下鉄 今里筋線  
 井高野駅下車（徒歩約10分）

阪急電車・相川駅前発  
 阪急バス・ダイキン工業前行または摂津ふれ  
 あいの里行、江口橋下車（徒歩約3分）

## 相川駅前発時刻表

8 : 54	9 : 34
9 : 14	